

# 小諸市文化財保存活用基本方針



市内「石神遺跡」から出土した土偶



国指定重要文化財 旧小諸本陣

平成30年（2018年）4月

小諸市教育委員会

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>基本方針策定の主旨</b>	<b>3</b>
1	基本方針策定の背景	3
2	基本方針の必要性	3
3	基本となる6つの方針	3
<b>第2章</b>	<b>文化財保護の基本方針</b>	<b>4</b>
1	文化財調査事業の充実と指定の促進	4
2	文化財保護・管理事業の推進	5
3	文化財を活用したふるさと学習の充実	6
4	市民との協働・連携による文化財の保存と活用	6
5	文化財の活用と歴史遺産を活かしたまちづくり	7
6	文化財を保存・活用する組織体制の充実	7
<b>第3章</b>	<b>まとめ</b>	<b>8</b>

【体系図】

【参考資料】

【参考資料】

## 第1章 基本方針策定の主旨

### 1 基本方針策定の背景

文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、豊かなまちの象徴です。しかし近年では、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕しています。このような厳しい状況の中、これまで価値づけが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組の充実や、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務です。

これまで行われてきた文化財の調査と指定、文化財の保存と活用を軸とした保護事業を継承し、その保存を着実なものとし、次世代へ継承することはもとより、市民が文化財に親しみ、小諸市の魅力を一層発信していくため、その基本となる文化財の保存と活用の方向性を示します。

### 2 基本方針の必要性

文化財保護法は、「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的としており、保存と活用は文化財保護の重要な柱であると捉えられています。文化財の種類や性質に配慮しながら、適切な保存と活用のあり方を整理し、保存を確固とするような活用のあり方を模索していくことが必要です。

民間開発事業の増大に対応した埋蔵文化財調査体制の確立、国史跡 寺ノ浦石器時代住居跡発掘調査後の保存活用計画の作成、国重要文化財 旧小諸本陣の保存修理事業の実施、国天然記念物 テングノムギメシ産地の実態調査の実施、小諸城址の名勝指定に向けた調査の実施など、本市の文化財保護行政の課題は多岐に渡ります。また、それぞれの分野が有機的に連携し合いながら、実情に合った文化財の保存施策が展開されなければなりません。

文化財の継承に欠かすことができないのが、地域住民の存在です。文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財継承の担い手として主体的に行動することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠です。

そのため、小諸市固有の文化を尊重し、文化財の保存とその価値の継承を確実なものにする施策の確立が急務であり、しかも十分な説明責任を果たすことが求められてきています。

そこで、平成28年4月に施行された「小諸市文化財保護条例」を遵守しつつ、本市の文化財保護行政の今後の展開方向について、中長期的な指針を提示するため、次のとおり基本方針を定めます。

### 3 基本となる6つの方針

- (1) 文化財調査事業の充実と文化財指定の促進
- (2) 文化財保護・管理事業の推進
- (3) 文化財を活用したふるさと学習の充実
- (4) 市民との協働・連携による文化財の保存と活用
- (5) 文化財の活用と歴史遺産を活かしたまちづくり
- (6) 文化財を保存・活用する組織体制の充実

## 第2章 文化財保護の基本方針

### 1 文化財調査事業の充実と指定の促進

#### (1) 文化財指定の現状

文化財保護法では、文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、そして埋蔵文化財などの種別があり（参考資料 参照）、本市には、国・県・市が指定・登録した文化財は49件あります。（参考資料 参照）

国指定重要文化財の釈尊寺観音堂宮殿・旧小諸本陣・小諸城大手門・小諸城三之門、国指定史跡の寺ノ浦石器時代住居跡、国指定天然記念物のテングノムギメシ産地、国指定特別天然記念物のニホンカモシカなどは、本市を代表する文化財です。

一方、埋蔵文化財では、周知の埋蔵文化財包蔵地は254箇所に達し、その種別は、集落址・城館跡・古墳などです。

#### (2) 文化財保護の課題

小諸市が保有する文化財保護の課題は、次のとおりです。

##### 有形文化財

###### 建造物

- ・老朽化の著しい建造物の保存修理事業の実施
- ・自動火災報知器、避雷針、放水銃などの防災設備の設置と保守点検の実施
- ・未指定の建造物の実態調査
- ・指定の促進と国登録文化財制度の活用

###### 美術工芸品（絵画・彫刻・工芸品・書跡・古文書・考古資料等）

- ・彫刻等の保存修理事業の実施
- ・収蔵庫の整備等、防火防犯対策の徹底
- ・未指定の美術工芸品等の実態調査の実施
- ・指定の促進と国登録美術品制度の活用
- ・古文書の調査及び公開の促進

##### 無形文化財

- ・無形文化財の指定と技術保持者の認定の促進
- ・技術保持者の技術の記録保存
- ・後継者の育成

##### 民俗文化財

- ・民俗芸能等無形民俗文化財の実態調査の実施
- ・有形民俗文化財の用具収集と調査事業の促進
- ・民俗芸能における用具の修復と後継者の育成
- ・無形民俗文化財、有形民俗文化財の指定の促進

##### 記念物

- ・重要遺跡の史跡指定の推進
- ・国、県指定史跡の保存活用計画の作成

- ・名勝・天然記念物の実態調査の促進
- ・未指定の記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物を含む）の実態調査の促進

#### **埋蔵文化財**

- ・発掘調査の推進と開発事業との調和
- ・遺物の管理と活用の推進

### **（３）調査と指定の促進**

文化財の指定にあたっては、いずれの分野においても実態を把握する<sup>しじかい</sup>悉皆調査の実施が不可欠です。調書をそろえ、その価値を把握したうえで、歴史上学術上重要な物件について早急に指定を行い、保護の措置を講じるように努めます。また、現時点では指定実績はありませんが、近年の文化財概念の拡大により、文化的景観や文化財の保存技術、民俗技術なども視野に入れて取り組みます。

### **（４）指定評価の明確化**

市指定文化財については、指定基準を明確にし、国、県基準に準じ、学術的水準を保つとともに、歴史的文化的な特徴を示す歴史遺産を指定対象として取り上げるよう努めます。

### **（５）古文書の調査と公開**

平成２９年１月に開設した古文書調査室では、小諸市域の歴史史料を将来にわたって保存・活用していくための古文書の調査を進めています。個人宅や寺社等で未整理・未公開のまま所蔵されている古文書もあり、所蔵者から様々な相談も寄せられています。

今後も引き続き貴重な古文書の散逸を防ぐために、収集及び調査を進めるとともに、目録の作成が済んだ古文書の公開に取り組んでいきます。

## **２ 文化財保護・管理事業の推進**

### **（１）指定文化財の保存修理事業の継続**

文化財を適切に保存し後世に継承していくためには、日頃から保護管理意識を高め、虫害や雨露による損傷などに注意を払わなければならない、また損傷が著しい場合は、解体復原などの根本修理を施す必要があります。実態調査を行い、その当時の状況を明らかにし、文化的価値を損ねることなく復元的修理を行うよう努めます。

### **（２）指定文化財の管理事業の実施と補助の継続**

貴重な指定文化財を火災、災害等から未然に防ぐために、建造物における防災設備、美術工芸品における収蔵庫の整備など、防火防災設備等の設置を行います。また、不慮の事故から文化財の滅失を防ぐよう、平常時から火災などの災害時を想定した体制づくりに努めます。

民俗文化財については、少子化という今日の社会現象により、後継者の育成が危ぶまれており、そうした保存伝承活動や、祭りの用具の修復も推進します。

これらの管理事業や保存伝承活動に対して、市としてもその経費の一部を補助しており、引き続き財政支援を行うよう努めます。

### (3) 史跡の保存活用計画の策定

史跡を適切に管理し活用を図るため、国指定史跡の寺ノ浦石器時代住居跡や県指定史跡の御影陣屋跡については、保存の基本方針を定めた「保存活用計画」の策定が必要です。地域区分の設定や現状変更の取扱いについて定め、それをもとに地域住民との協働による整備活用に関する構想・計画の立案を図ります。

### (4) 埋蔵文化財の保存と活用の推進

文化財保護法の規定に基づき、開発行為者と綿密な協議を重ね、開発と遺跡保護の調整を図っていきます。

遺跡の保護に臨んでは、非破壊での保存を前提としつつも、消滅を免れないと判断された場合は、開発行為者負担により記録保存のための発掘調査を実施します。

調査成果は、適正に保管するとともに、市民の埋蔵文化財に対する関心を高め、保護への理解を深めるために、広く公開します。

### (5) 新たな支援制度の検討

劣化した建造物の修復や史跡の景観維持のための草刈、民俗芸能に使用する衣装や道具等の整備など、文化財の保存と管理には多額の経費を必要とします。

文化財保護法では、文化財の管理・修理・公開は基本的には所有者等に委ねられていますが、担い手の不足や高齢化などにより、今後、維持管理が不十分となったり、継承が困難な文化財がますます増えることが懸念されるため、所有者等とともに文化財の保存・活用を支える、ノウハウを持った支援者の層を形成して継承を確実なものとしていくことが必要です。

現在、市で文化財の保存と管理に必要な経費の一部を補助していますが、文化財を守り、伝統を継承していく上で十分な措置であるとは言えません。

そのため、文化財の保存・活用をより一層推進していくために、今後、国・県関係予算だけでなく、各種財団等の助成制度を積極的に活用します。

## 3 文化財を活用したふるさと学習の充実

### (1) 文化財保護意識の醸成と子ども育成事業との連携

地域の文化財は、子どもたちが学習するうえで優れた「生きた教材」であり、今日のふるさと学習において「本物」の教材は貴重な資源です。今後、文化財の教育現場での活用を普及していくための題材として、副読本として作製した「こもろヒストリー」などを活用した授業なども実践していきます。

また、地域の伝統や文化財を継承していく担い手は地域の子どもたちです。地域における伝統芸能などの継承、学校における伝統文化の学習を通じてふるさとを体験する活動が活発に行われています。

公民館活動などを通じて地域の伝統行事などへ親子で参加したり、高齢者を中心とした地域住民との世代を超えた対話や交流を深めたり、子どもの頃から地域の民俗芸能をはじめ、史跡などの文化財に親しむ機会を多く作ることで、文化財を保存・継承しようとする意識を醸成するよう努めます。また、青少年育成会などと連携し、楽しく学びながら共に地域の歴史への関心を高められるような機会を創出します。

## 4 市民との協働・連携による文化財の保存と活用

### (1) 市民との協働・連携の重要性

これからの文化財保護には「市民との協働」が不可欠です。「地域の文化財は地域で守る」を基本に、市民主体で地域文化財を掘り起こし、それらを調査、保存できるよう、市民との連携を深めます。そしてこれまでも市民が主体的に保存継承してきた地域の歴史文化遺産を今後も地域の誇りとして守っていくために、より多くの市民が参画できるような仕組みづくりを目指します。

### (2) 地域、企業・研究機関(大学等)との協力体制の確立

文化財の保存・継承団体等に対する助成制度については、国、県や市の助成制度以外に、企業や財団などにも多くの助成制度があり、企業の文化への社会貢献が注目されています。

企業・研究機関(大学等)の技術等の提供を受け、文化財の保存・公開を進めるなど、今後、地域や企業がともに協力できる仕組みの構築を検討します。

## 5 文化財の活用と歴史遺産を活かしたまちづくり

### (1) 文化財情報の公開と発信

日々の調査により得た情報を市民に分かりやすく伝えるために、広報こもろに掲載するほか、市のホームページを活用し、本市の歴史文化に関する情報を積極的に紹介して、文化財保護への関心を高めることが重要です。

特に市のホームページにおいては、より体系的に指定文化財の概要を、写真等を掲載して充実し、歴史情報が容易に引き出せるように、さらに工夫します。

### (2) 文化財概念の拡大と登録文化財の活用

時代とともに文化財概念は拡大し、伝統的建造物群の保護制度が創設され、登録制度については建造物だけでなく、美術工芸や有形民俗、記念物にまで拡大し、また民俗技術なども保存対象になり、さらに生活、<sup>なりわい</sup>生業、風土により形成された景観地である文化的景観なども、保存すべき文化財に加わりました。

そうした中、本市においては近代の建造物を中心に5件が国の登録文化財として登録されています。登録文化財の保存に努めるとともに、その建造物が歴史的景観の形成に寄与していることから、地域の核として登録文化財を活用することが求められています。

今後も、新たな登録文化財の登録に向けて、文化財の掘り起しに努めます。

### (3) 観光資産としての文化財

市内に豊富に残る文化財を見学するために、市内外から多くの観光客が訪れ、その魅力に触れており、これからは、歴史的価値を損なうことなく、十分な保存管理を行ったうえで、観光資産として活用していくことも重要な視点です。そのために、都市計画部局や観光部局等と連携し、積極的に歴史文化情報の収集や発信を行います。

### (4) 歴史的風土を活かしたまちづくり

文化財は先人の長い生活風土の中で大切に守られてきたもので、今後はそれぞれの文化財を保存するだけでなく、文化財を取り巻く歴史的景観の保全とともに、多様な文化財を有機的に

結び付け、地域の一体感を感じさせる歴史的風土が築けるよう努めます。こうしたことを通じて歴史の豊かさを再認識し、地域への誇りと愛着につなげていきます。

## 6 文化財を保存・活用する組織体制の充実

### (1) 小諸市文化財保護審議会の充実

小諸市文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に答申(建議)をします。文化財の市指定については、小諸市文化財保護審議会にあらかじめ諮問することになっていきます。審議会委員に対して、現地確認をはじめ積極的に情報提供を図ることで会議の充実を目指します。

### (2) 文化財保護担当職員の資質向上

文化財行政の分野は専門性が求められるうえ、概念の広がりにより多種多様な分野の保存・活用策を推進することが必要であることから、研修等への参加により文化財保護担当職員の資質向上を図ります。

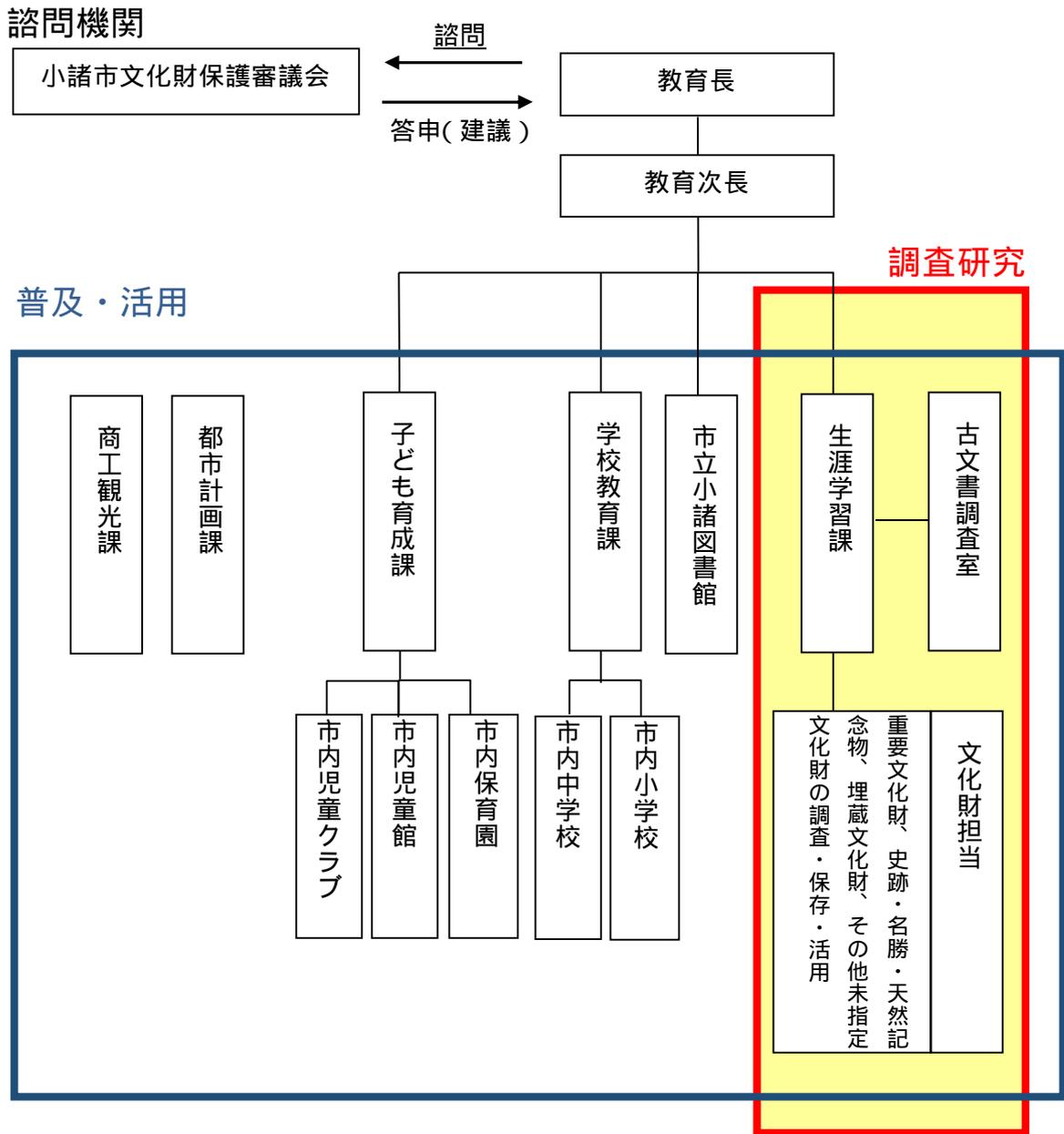
## 第3章 まとめ

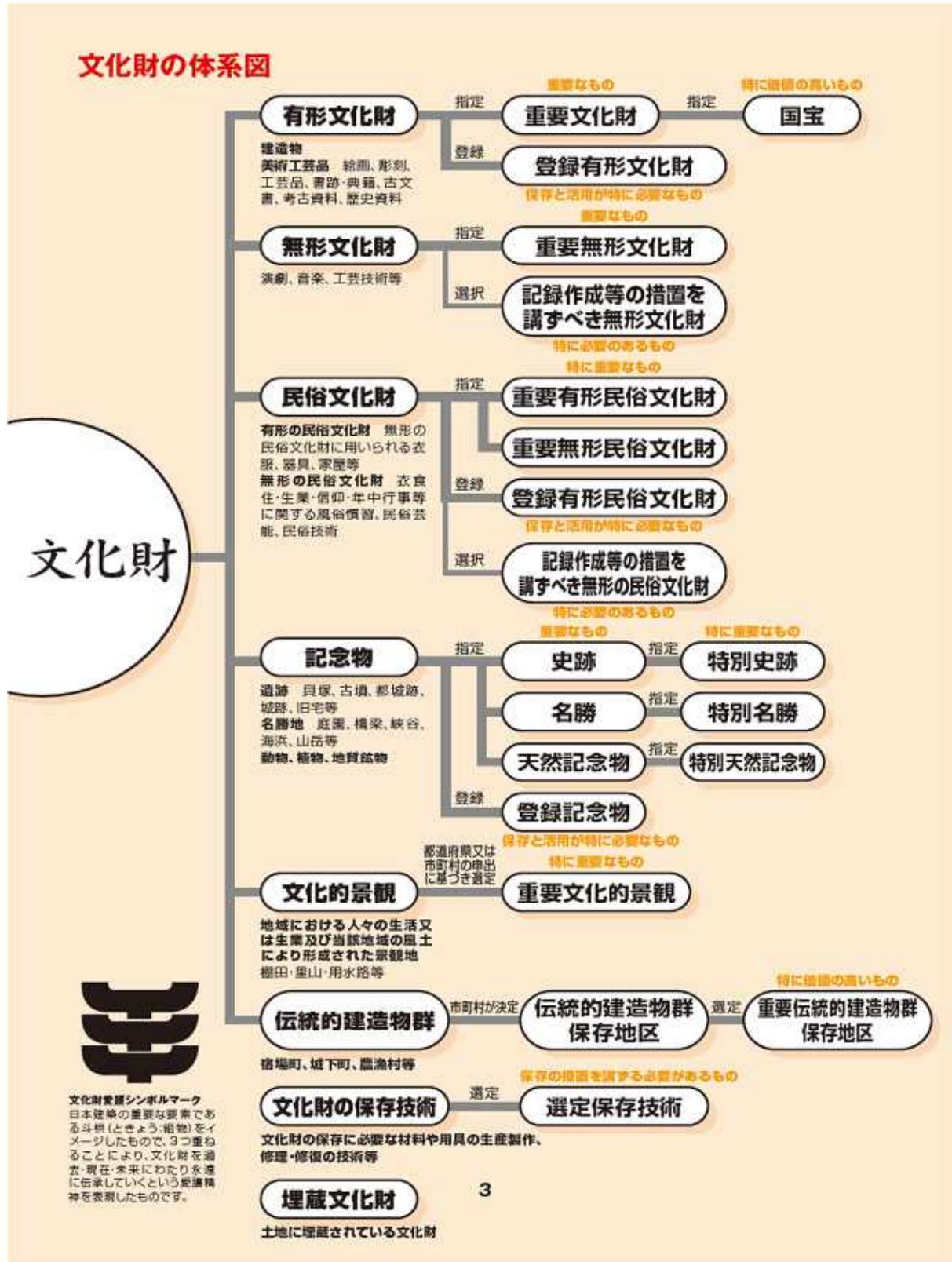
文化財保護行政には、文化財の基礎的な調査を実施し、その歴史的な価値を把握したうえで指定を行い、後世に重要な文化財を引き継ぐための適切な保存と管理の施策を講じることが求められています。

小諸市には、まちを特徴づける文化財が数多く潜在しており、市民活動と連携したこれら文化財の発見、活用は、市民の地域への誇りと愛着の機運を醸成します。それが土台となっていくまちづくりは、地域を発展させ、あるいは新しい地域の形を創出し、私たちの生活をより一層、豊かなものにするでしょう。

歴史は未来への指針であり、歴史を学ぶための財が、文化財です。文化財は一度失われると二度と元に戻すことができません。先人より受け継いできたかけがえのない財産を「地域の宝」として守り伝えていくことが、文化財保護行政に携わる者の重要な役割であり、市民と協働して、文化財の保存・活用を社会全体で推進していきます。

【体系図】





出典：文化庁ホームページ

【参考資料】

指定文化財一覧						
						平成30年4月1日現在
番号	種別	区分	指定	名称	所在地	時代など
1	有形	1-1	国指定	釈尊寺観音堂宮殿	小諸市大久保2 2 4 9	鎌倉時代
2		1-2	国指定	旧小諸本陣	小諸市市町一丁目2番2 9号	江戸時代
3		1-3	国指定	小諸城大手門	大手一丁目1 5 0	江戸時代
4		1-4	国指定	小諸城三之門	丁字三之門内3 1 1 (懐古園)	江戸時代
5		2-1	県指定	白山社社殿	大久保2 2 4 9	室町時代
6		2-2	県指定	銅造阿彌陀如来及両脇侍立像	甲3 7 6 0 (囃)	鎌倉時代
7		3-1	市指定	玄江院宮殿	耳取1 9 2 2	室町時代
8		3-2	市指定	駒形社社殿	甲字煙硝蔵2 3 2 6	室町時代
9		3-3	市指定	薬師寺十一面観音	滝原字下孫藤2 4 3	鎌倉時代か
10		3-4	市指定	小諸城建物絵図	小諸市相生町三丁目3番3号	江戸時代
11		3-5	市指定	小諸城銭蔵	小諸市与良町二丁目3番3号	江戸時代
11件			国指定4件、県指定2件、市指定5件			
12	無形	2-1	県指定	御影新田の道祖神祭り	御影区	毎年1月7日
13		3-1	市指定	二十五菩薩来迎会	平原区	毎年3月
14		3-2	市指定	夜明し念仏	荒堀区	毎年3月
15		3-3	市指定	ささら踊り	本町区・六供区・田町区	不定期
16		3-4	市指定	小室節	小室節保存会	毎年10月に大会
17		3-5	市指定	小諸馬子唄	小諸馬子唄普及会	毎年4月に全国大会
18		3-6	市指定	小諸八幡宮八朔相撲	八幡町一丁目7番1号	毎年9月第1日曜日
19	3-7	市指定	健速神社祇園祭	本町区・六供区・田町区	7月13日に近い日曜日	
8件			県指定1件、市指定7件			
20	史跡	1-1	国指定	寺ノ浦石器時代住居跡	井子寺ノ浦3 0 4 1・3 0 4 6	縄文時代
21		2-1	県指定	御影陣屋跡	御影新田字屋敷8 9 4	江戸時代
22		3-1	市指定	郷土敷石遺構	東雲4519	縄文時代
23		3-2	市指定	耳取大塚古墳	耳取	古墳時代
24		3-3	市指定	市村藤塚古墳	市字藤塚	古墳時代
25		3-4	市指定	与良古墳	与良東野塚甲3 3 2 8	古墳時代
26		3-5	市指定	松井古墳	松井字寺窪甲4 2 4 9	古墳時代
27		3-6	市指定	観音平古墳	芝生田字観音平甲1 6 2 5	古墳時代
28		3-7	市指定	久保田第2号墳	平原字久保田1 1 2 4	古墳時代
29		3-8	市指定	加増第6号墳	加増三丁目5 3 - 1	古墳時代
30		3-9	市指定	三ツ子塚第1号墳	平原字三ツ子塚1 6 9 0	古墳時代
31		3-10	市指定	唐松第1号墳	加増三丁目4 2 2	古墳時代
32		3-11	市指定	唐松第2号墳	加増三丁目4 2 2	古墳時代
33		3-12	市指定	唐松第3号墳	乙女1 3 6 4 - 2	古墳時代
34		3-13	市指定	唐松第4号墳	乙女1 3 6 3 - 1他	古墳時代
35		3-14	市指定	加増第1号墳	加増二丁目8 0 - 1	古墳時代
36		3-15	市指定	一ツ谷大塚古墳	御影新田1 9 3 6	古墳時代
37		3-16	市指定	東山道清水駅跡	諸	奈良時代
38	3-17	市指定	唐松一里塚	御幸町一丁目1 5 1 2 - 5 3・5 4	江戸時代	
39	3-18	市指定	塔の峯五輪塔群	滝原字中西原1 5 1 5 - 1	室町時代	
20件			国指定1件、県指定1件、市指定18件			
40	天然記念物	1-1	国指定	テングノムギメシ産地	御幸町一丁目1526-2他	
41		1-2	国指定	ニホンカモシカ	地域を定めず	
42		2-1	県指定	高山蝶三種ミヤマモンキチョウ、ミヤマシロチョウ、ベニヒカゲ	浅間山系一帯(地域を定めず)	
43		3-1	市指定	コモロスミレ	荒町一丁目6番5号海応院	
44	3-2	市指定	マダラヤンマ	市		
5件			国指定2件、県指定1件、市指定2件			
44件			国指定7件、県指定5件、市指定32件			
45	国登録有形文化財	1-1	国登録	はりこし亭	小諸市乙字城下1 2 0 8 - 7	明治元年/平成14年移築
46		1-2	国登録	小諸市北国街道ほんまち町屋館	小諸市本町2 - 2 - 9	大正12年
47		1-3	国登録	萬屋骨董店店舗兼主屋(旧小諸銀行)	小諸市本町3 - 3 6	明治中期
48		1-4	国登録	大塚魚店旧店舗兼主屋	小諸市本町2 - 7 0	江戸時代末期/明治・大正・昭和・平成改修
49		1-5	国登録	塩川家住宅主屋	小諸市大字森山700	
5件						